

臨床検査技師に診療の補助として採血に加え、検体採取が業務追加される
(経緯等の説明)

今通常国会において、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案(一括法)」が閣法として提出され、6月18日の参議院本会議において可決され成立した。一括法で「臨床検査技師等に関する法律の一部改正」が成立し、臨床検査技師が診療の補助として採血に加え、検体採取が出来ることになった。

これは日臨技からチーム医療推進協議会を通じて、厚生労働省チーム医療推進会議・同チーム医療推進方策検討ワーキンググループにはかったものである。この中で、現行の採血が可能となった理由を引用し、臨床検査技師が行う検査について、その精度を高くするとともに、迅速な処理を行う観点から、当該検査と一貫して行うことが想定されている。従来では業務認証(拡大)においては「侵襲性」が Key Word であったが、同WGの中では「業務の標準化が可能か否か」が改めて Key Word として議論された。むろん医師又は歯科医師の具体的な指示の下に行うものであって、困難な症例では医師又は歯科医師が直接行うこととなる。

この法律改正に伴い、平成27年4月から我々臨床検査技師が診療の補助として検体採取を行うことが出来ることになったが、具体的な検体採取項目については、今後、厚生労働省令において定められることになる。おおよその検体採取項目として、インフルエンザ等の検体採取、表在からの検体採取、肛門からのスワブでの検体採取が想定されている。しかし、検体採取を行うためには、追加研修の受講が義務化されている。

現在厚生労働省研究班において議論されている臨床検査技師に対する追加研修を、日臨技では生涯教育の一環として展開する。この受講は会員、非会員を問わず臨床検査技師として検体採取に携わるためには必須のものである。

これに先立ち各支部学会において日臨技企画としてセミナーを開催し、技師会としての法改正の取り組みの経緯説明と、法律改正の結果どのような卒前教育と卒後の研修が必要となったかを解説予定である。

(日臨技 常務理事 渉外部門法制度担当 下田勝二)